

岩手県告示第 443 号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和 48 年岩手県告示第 735 号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 5 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="145 427 774 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>小松房江（遠野行政センター庁舎内食堂）（平成21年3月30日指定）</p></div>	<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="834 427 1463 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>小松房江（遠野行政センター庁舎内食堂）（平成21年3月30日指定）</p><p><u>南館はる（釜石地区合同庁舎内売店）（平成21年5月1日指定）</u></p></div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	